東京地方検察庁元特捜部検事に対する虚偽有印公文書作成等事件の処分について

平成２５年７月３１日
最　高　検　察　庁

東京第一検察審査会から不起訴不当の議決書の送付があった標記事件につき，当庁は，本日，下記のとおり処分した。

第１　被疑者
田代政弘

第２　被疑事実の要旨
被疑者は，東京地方検察庁特別捜査部に所属する検察官であり，同庁が受理，あるいは認知立件する刑事事件の捜査・処理の業務に従事していたものであるが
１　同庁が不起訴処分を行ったＡ氏に対する政治資金規正法違反被疑事件に関し，東京第五検察審査会が起訴相当の議決をしたことを受け，同事件の再捜査の一環として，平成２２年５月１７日，Ｂ氏の取調べを行い，その結果を，捜査報告書として同部部長等に報告するに当たり，行使の目的で，Ｂ氏が取調べで供述した事実がないのに，同人が，「私が『収支報告書の記載や定期預金担保貸付については，私自身の判断と責任で行ったことで，Ａ先生は一切関係ありません。』などと言い張っていたら，検事から，『貴方は１１万人以上の選挙民に支持されて国会議員になったんでしょ。そのほとんどは，貴方がＡの秘書だったという理由で投票したのではなく，Ｂという候補者個人に期待して国政に送り出したはずですよ。それなのに，ヤクザの手下が親分を守るために嘘をつくのと同じようなことをしていたら，貴方を支持した選挙民を裏切ることになりますよ。』と言われちゃったんですよね。これは結構効いたんですよ。それで堪えきれなくなって，Ａ先生に報告しました，了承も得ました，定期預金担保貸付もちゃんと説明して了承を得ましたって話したんですよね。」，「色々と考えても，今まで供述して調書にしたことは事実ですから，否定しません。これまでの供述を維持するということで，供述調書を作ってもらって結構です。」と供述した旨同報告書に記載した上，同報告書に署名押印し，もって，虚偽の有印公文書を作成し，その後，同文書を東京第五検察審査会に送付させ，

これを行使した（虚偽有印公文書作成・同行使）

2　平成２３年１２月１５日，東京地方裁判所において，Ａ氏に対する政治資金規正法違反被告事件につき，証人として宣誓の上証言した際，被疑者作成に係る前記捜査報告書中に，平成２２年５月１７日のＢ氏に対する取調べにおいて実際には存在しなかったやり取りが記載されていることについて，同日の取調べ状況に関する記憶とその約４か月前におけるＢ氏勾留中の取調べ状況に関する記憶が混同した事実がなく，かつ，Ｂ氏が自らの勾留中の取調べ状況について記した著書が上記報告書作成時には出版されていなかったにもかかわらず，「この日の取調べについて，一言一句記録しているわけではないので，思い出し思い出し報告書を作成しました。勾留中に話していることや，保釈後にＢさんが著書で書いていることなどの記憶があって，それに関連するようなことが５月１７日にも話題になったので，若干記憶が混同してですね，整理して書いたと思います。」旨自己の記憶に反した虚偽の陳述をし，もって偽証した（偽証）

ものである。

第３　処分結果

不起訴（嫌疑不十分）

第４　処分の理由

1　最高検察庁では，平成２５年４月２２日に東京第一検察審査会から議決書の送付を受け，直ちに事件を再起し，議決書で指摘された点を踏まえて鋭意再捜査を行った。

2　捜査報告書には「検事から『貴方は１１万人以上の選挙民に支持されて国会議員になった。そのほとんどは，Ｂという候補者個人に期待して国政に送り出したはずだ。ヤクザの手下が親分を守るために嘘をつくのと同じようなことをしていたら，選挙民を裏切ることになる。』などと言われて，Ａ氏に報告したことを認めた」旨のやり取りが記載されているが，田代元検事は，再捜査における取調べにおいても，前記のようなやり取りが平成２２年５月１７日の取調べ（以下「本件取調べ」という。）で出ていなかったことを認識しながら同報告書を作成したことの故意を否認し，勾留中の取調べでのやり取りと記憶の混同があったと一貫して主張している。

Ｂ氏の公判供述やその著書の内容などに照らすと，捜査報告書に記載された前記の内容に相当するやり取りが勾留中になされたと認めることができる。一方，本件取調べは５時間余りに及び，また話題があちこちに飛ぶ状況であったこと，田代元検事は本件取調べの際にメモを作成しておらず，記憶を頼りに思い出しながら捜査報告書を作成したこと，本件取調べでは勾留中の取調べと同じ問題が話題となった上，Ｂ氏が「ヤクザの事件，検事も言ってたけどね。Ｂさん，ヤクザの事件と同じなんだよって。」と発言する場面もあり，これは勾留中に田代元検事がヤクザの例を持ち出して説得したことを想起させ得るものであったことなど，記憶の混同を招くおそれのある種々の要因が存在し，記憶の混同があった旨の田代元検事の弁解を排斥することは困難である。捜査を尽くしても，虚偽の記載をするという故意が田代元検事にあったと認めるのは困難である。

３　検察審査会の議決書における指摘について

(1)　「勾留中のＢ氏の取調べにおいて捜査報告書の前記記載のようなやり取りがあったとしても，田代の記憶の混同の主な要因となった実際の取調べにおけるキーワードはＢ氏の『ヤクザの事件，検事も言ってたけどね。Ｂさん，ヤクザの事件と同じなんだよって。』の一言のみである上，この発言は，Ｂ氏が勾留中の供述を翻した場合のＡ氏の起訴の可能性やＡ氏の共犯性のやり取りに関連して出たものと推察される。」などの指摘について

確かに，本件取調べで捜査報告書の前記記載に直接関連すると思われるやり取りは前記の「ヤクザの事件」の発言のみであるが，Ｂ氏が勾留中の取調べを振り返る場面は何度もあった。前記の「ヤクザの事件」の発言の趣旨を検討すると，その直前のやり取りは，本件取調べでＢ氏がＡ氏への報告の有無等について供述を後退させるとＡ氏が絶対的権力者であると受け取られるというものであって，その話の流れは「ヤクザの手下が親分を守るために嘘をつくのと同じ」という捜査報告書の前記記載の趣旨に沿うものであり，田代元検事も前記「ヤクザの事件」の発言を聞いて勾留中の取調べのやり取りを指すものと受け取った可能性が高いと認められる。

(2)　「田代は４０才台半ばのベテラン検事であり，２日前と約３か月前の取調べの記憶を混同することは通常考え難い。」などの指摘について

一般的に，相応の記憶力を有していると思われる人物であっても，記憶違いを犯す危険性がないとは言えない上，長時間の取調べの状況を後から記憶

だけを頼りに思い出すなどの状況では，記憶違いを犯す危険性が高まると考えられる。また，本件取調べが，勾留中の取調べをベースにして行われ，その内容を保釈中のＢ氏がなお維持するかという点が一つの大きなテーマとなるなど，勾留中の取調べと類似性があったこと自体は否定できない。

(3) 「検察官の不起訴裁定では，虚偽の内容の報告書を作成しても，過失を処罰する規定がないので，間違えて書いてしまったと言えば，責任追及はできなくなるのではないか。」などの指摘について

虚偽有印公文書作成罪は故意犯であるが，被疑者が故意を否認しさえすれば処罰できなくなるわけではなく，故意の有無は，飽くまで，証拠を総合的に判断し認定されるべき問題であり，本件においては，関係証拠を総合的に判断しても故意を認めるのは困難であったものである。

(4) 「メモを作成しないという取調方法を採る検事は，それなりに自己の記憶に自信を持っているはずで，その記憶の自信からしても，簡単に記憶の混同を起こすとは考えられない。」などの指摘について

田代元検事が取調べ中にメモを作成しなかったのは，取調べに集中するとともに，実際に供述調書を作成する際に不明な点があれば口授の際に直接本人に確認すれば足りるとの考えに基づくものと認められ，メモの作成の有無と，記憶に対する自信の有無とに関連性があるとは認められない。

(5) 「本件捜査報告書には，問答形式で，かつ，「『うーん』と唸り声を上げ」などリアルな記載がされており，また，捜査報告書の作成に慎重な姿勢はうかがわれず，何らかの意図をもって捜査報告書を作成したのではないかと推察される。」などの指摘について

捜査報告書の前記記載は問答形式で記載されているが，田代元検事は，わかりやすくするために問答形式にしただけである旨主張しているところ，問答形式で記載された部分には本件取調べで実際に出ていたやり取りも記載されている上，本件取調べでＢ氏が「うーん」と言っていた場面は存在しており，問答形式で記載されていることやリアルな記載があることと虚偽性の故意や意図を関連づけることは無理がある。

また，田代元検事が捜査報告書への記載の正確性について十分な注意を払っていなかった点については，田代元検事が過失により誤った内容を記載したことを裏付けるものではあっても，意図的に虚偽の記載をしたことを裏付けるものとは言えない。

4　以上からすると，検察審査会の指摘を踏まえても，虚偽の記載をするという故意が田代元検事にあったことを認めるのは困難である。また，そうである以上，田代元検事の証言が偽証であることを認めるのも困難であると言わざるを得ない。

よって，いずれの点も嫌疑不十分である。